

質問に対する回答

業務件名：道の駅「海の京都宮津」拡張整備事業DBOアドバイザー業務

番号	質問事項	回答内容
1	<p>「事業者選定委員会の開催・運営支援」について、選定委員は既に決定済みという理解でよろしいでしょうか？</p> <p>それとも選定委員候補は本業務受託者の提案範囲でしょうか。</p> <p>※仕様書4ページの「10 業務スケジュール」において、「第2回事業者選定委員会（オンライン開催）」という記載がありましたので、既に選定委員と調整済みの可能性を推察し、念のため確認させていただきたい趣旨です。</p>	<p>事業者選定委員会の委員については、決定していません。今後市において選考していく予定です。</p>
2	<p>「関係事業者や市民等との対話及び意見聴取」について、下記の各々で記載があり、恐縮ですが実施時期や内容の整合性が見えず、「いつ・何を目的として・どのような実施方法で行うことを求められているのか」についての理解を明確化したく存じます。ついては、当該対話及び意見聴取の実施時期と目的、想定されている実施方法についてご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書P.1_3業務内容のNo.1「実施方針（案）の作成」の「特記」 ・仕様書P.1_3業務内容のNo.4（特記では<実施方針公表の段階>と明記） ・仕様書P.4_10業務スケジュール中の令和8年5月～12月における「内容」 ・仕様書P.4_10業務スケジュール中の令和8年12月における「内容」 	<p>実施時期等は以下のとおりです。</p> <p>実施時期：仕様書P.4_10業務スケジュール中に記載のとおり、令和8年5月から12月の間</p> <p>目的：当該道の駅拡張整備事業においては、関係事業者や市民等の意見をしっかりと聴取し進めていくこととしていることから、実施方針及び要求水準書等を作成いただく上においても、対話や意見聴取の実施を企画提案内容に明記し、それぞれの行程において、その手法等について提案を求めるとしています。</p> <p>なお、仕様書P.1_3業務内容のNo.1「実施方針（案）の作成」の「特記」に記載の「関係事業者や市民等の意見を反映した」については、「島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化検討委員会」の成果ほか参考資料等で示された意見を反映して実施方針（案）を作成いただくことを想定しています。</p>
3	<p>「事業者選定委員会の開催・運営支援」には、委員会の会場費や委員への謝金・交通費の負担や支払い行為は含まれない（見積額の対象外）という理解で良いでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
4	<p>業務スケジュールの令和8年5月、令和8年5月～12月の「内容」について、一般的なDBO事業の募集・選定スケジュールでは見られない貴市独自プロセスであり、準備期間も非常に短いと認識しております。</p> <p>実施方針（案）及び要求水準書（案）の記載内容や構成等も、一般的な書類内容に囚われず、「関係事業者や市民等との対話及び意見聴取」の目的等を踏まえた提案が可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>質問NO2で回答のとおり、当該道の駅拡張整備事業においては、関係事業者や市民等の意見をしっかりと聴取し進めていくこととしており、関係事業者や市民等の意見の反映を反映させた実施方針及び要求水準書（案）を公表する手順を加えています。</p> <p>5月に実施方針及び要求水準書の案を提案し、5月から12月までに意見聴取し、12月にその意見の反映を予定しています。</p> <p>実施方針（案）及び要求水準書（案）については、関係事業者や市民等の意見が反映されており、かつDBO方式で事業が実施できる記載内容や構成等になっているものとして作成することとしています。</p>
5	<p>業務スケジュール中の令和8年12月の「内容」において、「関係事業者や市民等との対話及び意見を取り入れた実施方針、要求水準書（案）の確認」とあります。</p> <p>当該記載を読むと、「等」という記載はありますが、「関係事業者」という特定の事業者の意見のみを取り入れる」と解され、関係事業者に含まれない広く一般の民間事業者の本事業への参画意欲を低下させることが大いに危惧されます。そのような主旨ではないとの理解でよろしいでしょうか。併せて、当然ながら全ての意見を取り入れるという主旨ではない点も、恐縮ですが念のため確認させていただきます。</p>	<p>「関係事業者」の中には、当該道の駅拡張整備事業に参加意欲のある民間事業者や、市内の観光事業者や農業者等、当該道の駅拡張整備事業に関係する事業者などを含まれますので、質問いただいている特定の事業者を意味するものではありません。</p> <p>また、意見の反映についても、すべての意見を取り入れるというものではありません。</p>
6	<p>提出部数は・企画提案書が11部（正本1部、副本10部）・その他の応募書類は正本1部のみでよろしいでしょうか。</p>	<p>提出部数については、実施要領の3ページ「8-2 提出書類」(1)から(9)までの書類を11部（正本1部、副本10部）ご提出ください。</p>